

『JGAP 農場用 管理点と適合基準 2022_2』の発行に伴う旧版の取扱いについて

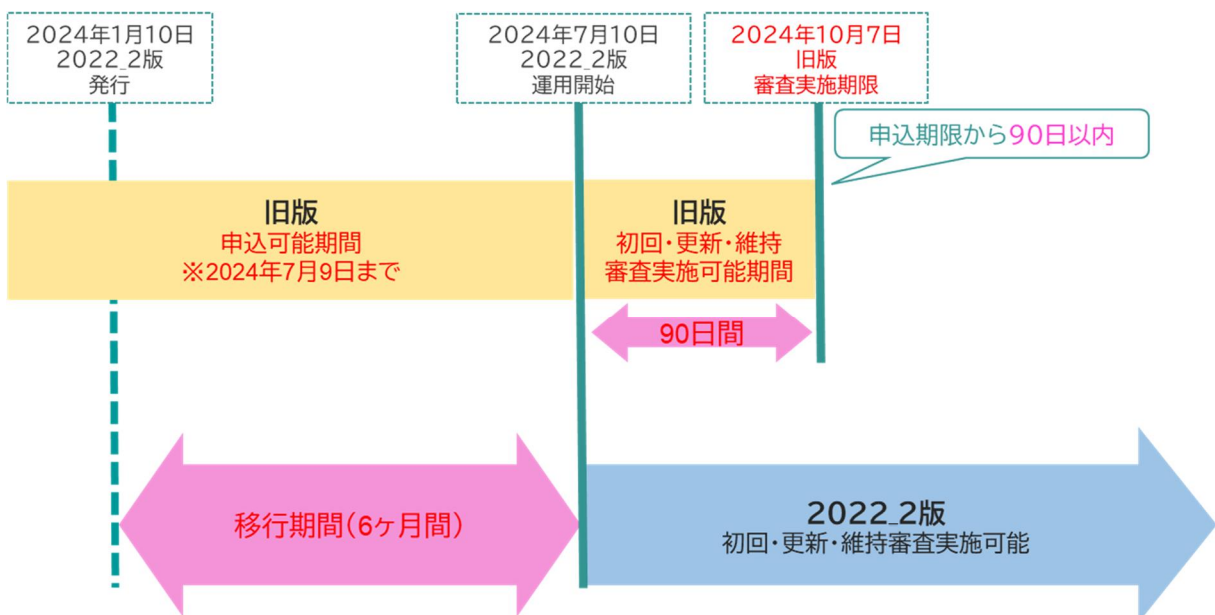
『JGAP 農場用 管理点と適合基準 畜産 2022_2』および『JGAP と農場 HACCP 認証基準との差分に関する文書 畜産 2022_2』（以下、いずれも「2022_2 版」という。）の発行に伴う旧版^(※)の取扱いについて、今回はアニマルウェルフェアに関する新たな指針「畜種ごとの飼養管理等に関する技術的な指針」（農林水産省）の発出に伴う限定的な改定であるため、『JGAP 総合規則 畜産 2022』9.1.1の規定内容と異なり、下記の対応とすることをお知らせいたします。

※旧版：『JGAP 農場用 管理点と適合基準 畜産 2022_1』および『JGAP と農場 HACCP 認証基準との差分に関する文書 畜産 2022』

記

1. 旧版を認証基準とした初回、更新および維持審査は、2022_2 版の運用開始日の前日（2024年7月9日）を審査申込期限とし、申込期限から90日以内に審査を実施しなければならない。
2. 前回の審査で旧版に基づく初回および更新審査を受けた農場および団体が 2022_2 版の運用開始後（2024年7月10日以降）に維持審査を申し込む場合、2022_2 版で受審する。

2022_2 版の運用開始日と旧版の取扱い





3. 適用日

上記1および2の適用日は、2024年1月10日からとする。

以上